

公務員のハラスメントルールを知る

人事院公務員研修所

高嶋 直人

現在の自治体組織のハラスメント対策には、次の様な問題があります。

- ・公務員のルールは、民間のルールより厳しいにもかかわらず、研修で民間ルールの方を学び、職員がむしろミスリードされ、ハラスメントをしてしまう。
- ・公務員は、裁判で勝つか負けるかと言った最低レベルの基準で自らの行動を律してはいけないにも関わらず、研修で最低レベルの話聞き、ミスリードされてしまう。
- ・ハラスメント防止は、公務員制度の一つとしてルール化されているにもかかわらず、公務員制度には一切触れない一般的な研修を受講し、それで全てを理解したと勘違いし、ミスリードされてしまう。

ハラスメントは職員全員が加害者にも被害者にもなり得る身近な問題です。パワハラ加害者は管理職に限定されません。(いわゆる役職定年制導入により、いわゆる逆パワハラ増加が懸念されます。)

パワハラは100%日本語、つまり和製英語です。これは外国にパワハラ防止の特効薬は売っていないことを意味します。

公務員のセクハラ の定義は民間の定義より格段に広く、ジェンダーハラスメントも含まれます。以上挙げたのは、多くの自治体職に知られていない知識のごく一部に過ぎません。

この研修では、多くの職員の誤解を解消することを目指し、自治体職員のハラスメントルールを正確にお伝えします。巷に溢れるハラスメントに関する「もっともらしい嘘」についてそれが間違いであることを根拠を示して解説します。

「ハラスメントのゼロの公務職場を作る。」そんな強い志を持った方、是非ご参加ください。



外務省在ウィーン日本政府代表部一等書記官、立命館大学教授、人事院公務員研修所主任教授、財務省財務総合政策研究所研修部長などを経て退官。全国の地方自治体、自治大学校、市町村アカデミー、J I A M等において、マネジメント、ハラスメント防止、コンプライアンス等の研修講師を年間200回以上務める。

主著に『公務員のための人材マネジメントの教科書』、『公務員のためのハラスメントゼロの教科書』(ぎょうせい)